

つちはし事務所通信

6

June
2013



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2013年6月1日

社会保険情報

定時決定(算定基礎)の時期となりました!!

★定時決定の対象月と対象者★

健康保険や厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とが、大きくかけ離れないよう、毎年1回、事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、各被保険者の標準報酬月額を決定することをいいます。その届出を「算定基礎届」といいます。

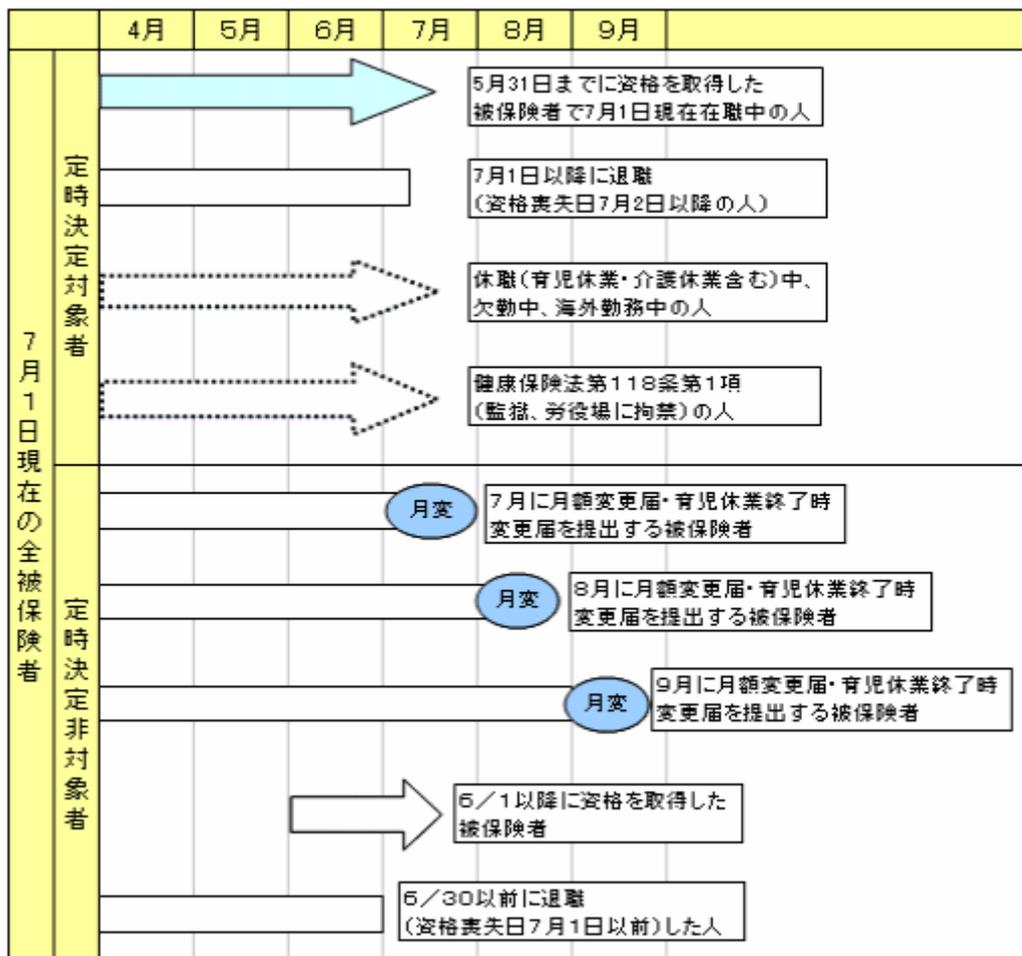
★定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月★

定時決定は、毎年7月1日～10日の間に、その年の4月・5月・6月に支払われた報酬月額を届け出ること各人の標準報酬月額が決められ、その年の9月から翌年8月まで(または随時改定や育児休業等終了時改定が行われるまでの)間、使用されます。各月の報酬月額を届出書に記入し、7月1日～10日に提出し、決定された標準報酬月額は9月から翌年8月又は随時改定・育児休業終了時改定まで使用

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8月	9月
4月～6月の報酬月額			△届出	→新しい標準報酬月額							

★算定基礎届の対象となる人★

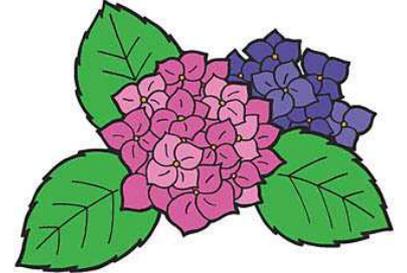
算定基礎届はその年の5月31日までに被保険者の資格を取得した人で、同年7月1日現在、被保険者である人全員が対象となります。休職者や海外勤務者であっても、7月1日現在被保険者資格があれば対象です。



★定時決定の矛盾解消

4月～6月の報酬が他の月に比べて極めて高い(又は低い)ときは、徴収する保険料水準や給付の水準が、通常月の報酬により算出したものより高く(又は低く)なってしまふことがあります。例えば、
・人事異動や決算のために残業が増える部門
・夏季や冬季は繁忙期だが、4月～6月は閑散期で低い報酬となる業種
一定の要件を満たした場合に、年間平均の算出方法で算出することが可能となります。
お心当たりのある事業主の方はつちはし社労士事務所までご相談ください。

公的年金(厚生年金の報酬比例部分)の支給開始年齢が順次引き上げられるため、再就職できないと「無年金」の期間が生じることになりました。そこで、平成25年4月1日より改正高年齢者雇用安定法が施行され、「無年金」の間の再雇用を義務化するという考え方で、事業所は原則として希望者全員を65歳まで雇用することが求められるようになりました。現状では継続雇用の際に、嘱託など正社員とは違う身分で、賃金も正社員時代より減額して再雇用しているところが多く見られます。60歳以降の従業員の賃金を引き下げつつ継続雇用する場合は、従業員本人に対し、雇用保険から高年齢雇用継続給付金(以下、「給付金」)が支給されることがあります。



♪給付金の支給要件♪

- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者であること
- ② 賃金が60歳到達時の75%未満に低下したこと
- ③ 被保険者期間が通算して5年以上あること

♪給付金の支給額♪

給付金は、60歳以降に受ける賃金が少ないほど多く受給できるように支給率が設定されています。

- ① 支給対象月の賃金が60歳到達時の61%以下の場合: 支給対象月の賃金額の15%相当額
- ② 支給対象月の賃金が60歳到達時の61%超75%未満の場合: 一定の割合で逓減した額(15%~0%)
- ③ 支給対象月の賃金が60歳到達時の75%以上の場合: 支給されない

♪給付金の支給額の計算例♪

支給額を実際の例にあてはめると以下ようになります。

60歳到達時の賃金	:	400,000円	・・・	①
支給対象月の賃金	:	200,000円	・・・	②
60歳到達時賃金比	:	50%	・・・	③
給付金の支給率	:	15%	・・・	④
給付金の支給額	:	200,000円② × 15%④ = 30,000円		

実際には2ヶ月ごとでハローワークに申請することになります。なお、この給付金には上限額が設けられており、支給対象月に支給された賃金額が343,396円(※)以上の場合には支給されず、また賃金額と支給額の合計が343,396円を超える場合には、343,396円から賃金額を控除した金額が支給額となります。

※ 上限額は毎年8月1日に変更になります。

[ご興味・ご不明点等ありましたらお気軽につちはし社労士事務所までご連絡ください。](#)

あとがき◆つちはし事務所より

☆前回の事務所通信でお知らせした「若者チャレンジ奨励金」。35歳未満の若者を正社員にするために訓練を実施すれば、月額15万円を最高2年間支給、さらに正社員になったらプラス100万円支給されるという大型助成金です。本年度いっぱいの時限措置ですので利用をお考えの方はお早めにご連絡をお願いいたします。さらに、5月15日に本年度の予算が成立したことを受けて、キャリア形成促進助成金が大きくリニューアルしました。具体的には35歳以上の人も使える、正社員化促進の助成金や、訓練を経て正社員にする場合の訓練助成などをラインナップ。来月には詳しい内容をお届けします。

☆労働保険料の年度更新の時期を迎えています。6月の頭には、労働保険の申告書が各事業所様に送られてきますので、届きましたらつちはし事務所まで、ご連絡をお願いします。労働保険の計算が終わったら、今度は社会保険料の算定基礎届。今月の事務所通信でもお伝えしているとおり、毎年4月5月6月給与を平均して1年間の保険料が決定されています。保険料を上げないためには、4・5・6月の残業を減らすのが一番ですが、実はこの3ヶ月が一番忙しいのが社労士事務所。仕事は山盛りだけど、残業が増えれば、1年分の保険料は上がる……悩ましいところです。

